

手数料の返戻金制度

無期雇用就職者が離職した場合の手数料返戻金について下記のように定めます。

- ・1ヶ月以内に自己都合により退職した場合

手数料の80%を返済

- ・2ヶ月から3ヶ月以内に自己都合により退職した場合

手数料の50%を返済

許可番号 14-ユ-300754

株式会社 ターニングポイント

神奈川県横浜市戸塚区品濃町 564-1 丘の街 6号棟 1305号